

改 正 後	現 行
<p>廃棄物の処理施設の設置等に係る周辺地域への説明会の実施に関する指針</p> <p>平成 20 年 10 月 14 日 制 定 平成 22 年 3 月 17 日 一部改正 <u>令和 6 年 9 月 20 日 一部改正</u></p> <p>長野県環境部長</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 1 (略)</p> <p>2 事業計画者は、前項の調整を行うときは、事業計画概要書(添付書類を含む。)を交付するものとし、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例(以下「条例」という。)第 33 条第 1 項又は第 39 条第 1 項の知事の公表の後において関係住民から<u>交付を求められた</u>場合も同様とする。</p> <p>第 3 説明会の開催に係る周知は、<u>次</u>に掲げる方法の全部又は一部により、説明会(これが複数あるときは最初のもの)の概ね 2 週間前までに完了するよう努めるものとする。 なお、条例第 33 条第 2 項、<u>第 42 条第 1 項及び第 47 条第 3 項の規定による周知の方法もこれに準じるものとする。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>第 4～第 5 (略)</p> <p>第 6 説明は、概ね次により行うものとする。 (1)～(2) (略) (3)説明会の進行等 ア 条例第 <u>37 条第 3 項</u> (事業計画説明会にあっては条例第 41 条) に規定する意見書の提出先及び<u>提出可能な期間</u>について<u>説明</u>すること。 イ (略) ウ (略)</p> <p>第 7～第 9 (略)</p>	<p>廃棄物の処理施設の設置等に係る周辺地域への説明会の実施に関する指針</p> <p>平成 20 年 10 月 14 日 制 定 平成 22 年 3 月 17 日 一部改正</p> <p>長野県環境部長</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 1 (略)</p> <p>2 事業計画者は、前項の調整を行うときは、事業計画概要書(添付書類を含む。)を交付するものとし、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例(以下「条例」という。)第 32 条第 2 項又は第 39 条第 1 項の知事の公表の後において関係住民から<u>請求があった</u>場合も同様とする。</p> <p>第 3 説明会の開催に係る周知は、<u>上記</u>に掲げる方法の全部又は一部により、説明会(これが複数あるときは最初のもの)の概ね 2 週間前までに完了するよう努めるものとする。 なお、条例第 33 条第 2 項<u>又は第 47 条第 3 項の規定による周知の方法もこれに準じるものとする。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>第 4～第 5 (略)</p> <p>第 6 説明は、概ね次により行うものとする。 (1)～(2) (略) (3)説明会の進行等 ア 条例第 <u>34 条</u> (事業計画説明会にあっては条例第 41 条) に規定する意見書の提出先及び<u>提出締切日</u>を<u>明示</u>すること。 イ (略) ウ (略)</p> <p>第 7～第 9 (略)</p>